

附属書 18-F

第 J 節の附属書

第 J 節（インターネットサービスプロバイダー）を実施するための選択肢として、締約国は、2003年6月6日にマイアミで締結された米国とチリの間自由貿易協定の第 17.11.23 条（本条項を本附属書に援用し、その一部とする）を実施することができる。